

機関番号：12601

研究種目：基盤研究 (C)

研究期間：2008～2011

課題番号：20520636

研究課題名 (和文) 古代ギリシアにおける紛争解決と公共圏の比較文化史的研究

研究課題名 (英文) Dispute settlements and public sphere in ancient Greece

研究代表者

橋場 弦 (HASHIBA YUZURU)

東京大学・大学院人文社会系研究科・教授

研究者番号：10212135

研究成果の概要 (和文)：古代ギリシア社会にあっては、近代世界のような警察組織や司法組織が不在であったかわりに、ポリス国家の下部にある中間諸団体における人的結合関係が、未然に紛争を防止したり、あるいは紛争が起こった場合にその解決にむけて一定の回路を提供しており、それがポリス社会の安定化につながっていったという仮説を提起することができる。

研究成果の概要 (英文)：Although the absence of police force and judicial systems as in the modern states was remarkable in ancient Greek cities, social ties within the subgroups of the *polis* such as demes and phylai were largely responsible for preventing social conflicts and settling them once they occurred, which served to stabilize the *polis* society.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	1,700,000	510,000	2,210,000
2009年度	1,200,000	360,000	1,560,000
2010年度	600,000	180,000	780,000
年度			
年度			
総計	3,500,000	1,050,000	4,550,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・西洋史

キーワード：古代ギリシア・紛争解決・公共圏・民主政

1. 研究開始当初の背景

研究代表者 (橋場) は、これまで「強制権力の介在なしに、自由で対等なポリス市民が自治を維持できたのはなぜか」という一貫した問題意識の下で、主としてアテナイ民主政の文法 (民主政コード) を明らかにしてきた。橋場は欧米学界の研究動向をふまえてこの問題意識をさらに発展させ、官僚制と警察権力の不在という条件下で、ポリス民主政における紛争解決が図られたそのいくつかのモードとコードを探ることによって、ギリシア (アテナイ) 民主政に特有の公共圏の姿が解明できるのではないか、という着想に至ったのである。

2. 研究の目的

(1) 一般市民による社会秩序維持の方法には、どのようなものがあつたかを明らかにする。たとえば、国家の安危に関わる公安事件が起こった場合、また日常的な公私の事件を解決する場合、近代であれば警察や執達吏が行った仕事を、ポリス市民がどのように行つたか。

(2) 公私の紛争解決は、裁判などの公的な制度のチャンネルを通すもの他に、どのようなものがあつたかを明らかにする。

(3) 一般市民は、私利私欲の追求といった利己的な動機の外に、どのような動機によ

て社会の秩序維持に参加したかを明らかにする。

(4) このような一般市民の参加による秩序維持のあり方は、ポリス社会の公共圏の構造に、どのような光を当てるかを明らかにする。

3. 研究の方法

(1) 全体としては、まず古代ギリシアのポリス社会において一般市民が公私の紛争解決に参加した諸相を、同時代史料の分析を通して明らかにすることを目指す。そして、そこから得られた知見を、近年盛んになってきている古代民主政の権力論・暴力論、および司法制度の政治的機能をめぐる議論に交錯させ、古代ギリシア社会における権力構造についての諸相を新たに照らし出そうとする。

(2) そのために一次史料と最新の研究成果を収集し、国内外の研究者たちとの議論を深め、研究成果を公表する。

4. 研究成果

(1) 2008年度は、古代ギリシア人の紛争解決方法にどのようなものがあったか、とくに国家権力の直接の介入なしに、市民たちが日常において自律的に紛争解決に当たった様相を明らかにするべく、その証拠の全体的把握に努めた。同時に、そのような紛争解決の諸モードを、古典期民主政のアテナイと、その他のポリスとの間で、比較文化史的方法によって比較検討した。

(2) さらに、ポリス社会型の紛争解決モードが、その後のヘレニズム社会、とくにアレクサンドロス大王以後のギリシア社会において、どのような変容をとげたのかを調査研究した。その結果、ポリス社会は、ヘレニズム時代以降、政治的独立性は喪失したものの、なお市民生活の基盤としての機能は失っておらず、民衆法廷をはじめとしてポリス市民団内部での紛争解決機構はなお存続していたことが明らかとなった。

(3) 2009年度においても引き続き、古代ギリシア人の紛争解決方法にどのようなモードがあったかを、比較文化史的に比較検討した。くわえてこのテーマに関して、ギリシア歴史家断片集の国際的改訂作業である Brill's New Jacoby プロジェクトに参加し、いくつかの歴史家断片に関して、そのテキスト伝承と研究史について、内外の研究動向をふまえながら、あらたなテキスト確定とコメントリ作成に従事した。この作業を通して、前4世紀アテナイの住民構成を公共圏の立場から解明した。

(4) 前項の目的を達成するために、短期間、ロンドン大学古典学研究所、及びケンブリッジ大学大学図書館・古典学部図書館に出張し、ギリシア歴史記述のいくつかの古典史料の

諸刊行本、および研究文献を調査検討した。また古代ギリシア世界における社会の成員間の紛争解決について、ケンブリッジ大学教授 P.A. Cartledge 教授と意見交換した。

(5) その結果、アテナイオスとディオゲネス・ラエルティオスの初版本と、現行刊本との間では大きなテキスト上の開きがあること、またアテナイの奴隷数を40万人と記したクテシクレス断片1のテキスト伝承には、従来の研究史の推定とは異なり、基本的に誤伝・誤写を認めるべきではないとの結論に達した。そして古典期における紛争解決モードに関するかぎり、アテナイとそれ以外のポリスとの間では、さほど根本的な差異がないことが判明した。

(6) 2010年度(最終年度)においては、引き続き同様の問題関心から、史料・研究文献の収集と解説・調査に従事した。調査の焦点となったのは、古代ギリシア人の紛争解決方法において、村落共同体もしくは街区のような、地縁共同体における人的結合関係が、国家権力の介入なしに市民たちが自律的に紛争解決にあたるに際して、どのような機能を果たしていたか、という論点であった。

(7) その証拠の全体的把握に努めるために、法廷弁論(とくに前四世紀)における具体的な紛争事例の調査につとめた。その結果、役人や裁判所などの公的機関が事案に介入する以前に、地縁共同体の住人が紛争当事者間の論議に積極的に関与し、場合によってはそのどちらかに助力し、あるいは後に法廷での証言を提供するなどの役割を果たしていたことがわかった。

(8) 法廷弁論のみならず、伝アリストテレス『アテナイ人の国制』の精密なテキスト研究をも行うことによって、アテナイ民主政における司法と紛争解決の具体的な様相が、研究史とともに明らかになった。この作業において明らかになったことは、特定の訴訟手続き、たとえば *apagoge/endeixis* (現行犯逮捕) などにおいては、一般市民が直接実力行使によって窃盗や追い剥ぎ・誘拐といった *kakourgia* (悪事犯) の実行犯を逮捕連行する制度がすでに国制の中に組み込まれており、*private initiative* の機能に国制が依存する部分がかなり大きかったことである。

(9) 以上の論点を最終的に総合して明らかになったことをまとめると、以下の通りである。

①アテナイにおいて基本的に警察機能を担っていたのは、非常時であれ平時であれ、ほかならぬ一般市民だった。まず国家の安危に関わる非常時の警察機能についてみると、体制転覆ないしその陰謀と疑われるような、今日で言う公安事件に対しては、評議会が全面的にその任に当たったと思われる。アテナイの場合、ペロポネソス戦争後半期にそのよ

うな重大事件が何度か起こるが、前415年夏に起こった石柱像破壊・秘儀冒瀆事件はその代表であろう。空前の規模で計画されたシチリア遠征出発の直前、アテナイ市街の辻々に立っていたヘルメス神石柱像の顔面を、一夜にして何者かがほぼことごとく破壊するという事件が発生した。さらにその上、遠征軍指揮官であったアルキビアデスら一部の富裕市民の家において、神聖なるエレウシスの秘儀を真似た悪戯が行われたとの密告がもたらされた。国家挙げての遠征軍派遣を目前にして起こったこの一連の神聖冒瀆事件は、たんなる流神行為ないし悪戯ではなく、民主政転覆の陰謀と解釈され、アテナイ市民はたちまち恐慌状態に陥る。彼らは、事件の背景にペロポネソス戦争の相手国であるスパルタの関与があり、反民主勢力がスパルタ軍の手引きをしていると疑ったのである。

この事件に際しては民会が評議会と協力して、いかなる流神行為であれ事実を知る者は、市民・外国人・奴隷を問わず、密告すればたとえ事件の当事者でも罪に問われないと決議するが、重要なのは評議会の役割である。このとき評議会は、民会決議を受け、実際の犯人捜索および逮捕に全面的に取り組んでいる。ここでは評議会が（民会の委任を受けてではあるが）事実上全権を掌握して事件への対処を陣頭指揮していることが注目される。

もう一つ注目されるのは、武装した一般市民が評議会と将軍の呼びかけに応じて自発的に集まり、治安維持警察の役目を果たしたことである。ここで注目されるのは、軍隊が本来の任務として治安維持を命ぜられたのではなく、自発的に武装して集まった市民たちがその任に当たったということである。フィンリーによれば、同様のことはローマ共和政においても前186年と前122年の国内危機に際して実行された。いずれの場合でも、武装して集まった市民たちは志願して自発的にそうしたのであって、強制的に動員されたわけでも軍務規律に服したわけでもなかった。

このようにアテナイでは、非常事態にあって強制権力を発動した国家機関は評議会であったが、同時にその評議会ですらも、武装して自発的に集まった一般市民の治安維持機能に依存していた。国家権力が何らかの暴力装置に集中せず、むしろ市民各自が武装する権利を留保しているアテナイ民主政にあって、これは当然の帰結と言えた。

②非常時にあっては、このようにある程度まで公権力が強制力として期待できたのであるが、それはあくまで例外的な事態に限られる。では平時にあって、犯人の捜査、逮捕、判決の執行などはどのように行われたのか。平時にあってその役割を期待されたのは、ほ

とんどの場合当事者を含む一般市民たちであった。役人が強制権力を行使する場合もあるが、それはあくまで限定的であり、主として社会秩序維持の役割を期待されたのは、一般市民自らの意志による自発的な行動であった。その場合、ある程度の暴力を行使することも容認されていたが、彼らの行為がたんなる自力救済（self-help）とことなるのは、それがたいていの場合司法による最終的解決を前提にしていることであった。こうした市民たちの、（時には一見 rough justice とも思える）自発的な紛争解決行動を、私的イニシアティブ（private initiative）と呼ぶ。自力救済の集積が原理的には無秩序状態に帰結すると想定されるのに対し、私的イニシアティブは逆に結果として社会秩序の維持を指向するのである。そしてそれが、多かれ少なかれ、最終的には訴訟と裁判という国家の公的な紛争解決モードに収斂することが最大の特徴である。

③さてそのように裁判の場で下された判決が、どのようにして強制・執行されたのか。判決がいわゆる刑罰である場合、被告の身体に関わる刑である時には「十一人」がその執行に当たった。しかし問題は罰金刑の場合、さらに私的訴訟における財産の帰属をめぐる判決の場合である。この場合も、訴訟が公的なものであれ私的なものであれ、判決の実行は勝訴した当事者の実力行使に委ねられている。被告が罰金を科された場合、それを取り立てにゆくのは国家の役人ではなく、勝訴した側の市民である。財産の帰属をめぐる私的訴訟の場合であっても、貸し手が勝訴した場合、国家は貸し手に実力で相手の財産を差し押さえる権限を与える。多少の例外は別として、差し押さえのための執達吏は存在しないのである。

④市民たちの私的イニシアティブに警察機能の多くが委ねられているという事実は、市民の能動的・自律的社会参加に大きな期待が寄せられていたことを意味する一方で、他方近代的観点からすれば、アナーキーに傾きかねない脆弱性を含んでいるようにも見える。確かに、犯人の捜査、逮捕、訴追などの業務が大部分当事者に任されている以上、当事者の実力行使が合法的に許される範囲も大きかったと考えざるをえない。反対に、もし誰も私的イニシアティブを執る意志がなかった場合、不法行為はそのまま放置されることになるわけである。

一般的に言って、おそらくこのようなベースに（国際的緊張など）何らかの不安定要因が付け加われば、スタシス（内乱状態）へと社会のモーメントが大きく傾いたのであると推測される。しかしながら実際には、少なくとも前四世紀のアテナイ民主政に関するかぎり、私的イニシアティブに依存する社

会秩序維持システムがアナーキーへと傾く事態は発生せず、むしろ社会は前世紀に比較するとかなり安定していた。その要因として考えられるのは、まず第一に、前述の通りたとえ当事者が自力救済を追求しているように見えても、彼らの私的イニシアティブはほとんどの場合法廷における訴訟を前提にしていること。一見リンチや rough justice のように見える行為でも、実はポリスの法慣行に則っており、多かれ少なかれ結果的には国家の訴訟制度に収斂される回路の中で行われているのである。

もう一つ注目できるのは、当事者やその近親者以外の、いわば善意の第三者としての立場にある市民たち、すなわち史料において「居合わせた人々 (hoi parontes, hoi paragenomenoi)」もしくは「通りすがりの人々 (hoi pariontes)」と呼ばれている人びとが重要な役割を果たしていることである。法廷弁論には、何らかの係争現場にたまたま遭遇した周囲の人々が、(当事者のどちら側につくにせよ、あるいはどちら側にもつかないにせよ) その事件の解決に能動的にコミットするケースが頻繁に現れる。彼らは、(もちろんそうした人々もいたにちがいないが) たんに事件を傍観する野次馬なのではなく、当事者に対して何らかの積極的な協力を提供する。しかも彼らの行動は場当たりのと言うよりは何らかの法慣行に基づいた一定のパターンに従っているように見え、やはり結果的に訴訟に収斂される場合が多く、広義の紛争解決システムの中に重要な一要因として組み込まれているように思われるのである。

⑤アテナイ民主政は、社会秩序維持のために特別の国家機関を設けることはせず、またどこかに公権力を集中するというものもなかった。アマチュア市民からなる役人組織は官僚制とはほど遠い存在であり、また警察は国有奴隷からなるごく微弱なもので権力主体としての独立性を持たず、つねに役人に監督される立場にあった。国家の非常事態に際しては例外的に五百人評議会などの国家機関が公安警察としてのイニシアティブを執ることはあったものの、日常的な秩序維持に関して国家機関が果たす役割はおおむね受動的であり、能動的な役割を果たすのはつねに一般市民であった。紛争解決に際して重要な役割を果たすのは、まずは私的イニシアティブを執る市民たちであったが、彼らだけで紛争解決が実現したわけではなく、多くの場合直接の利害当事者ではない「居合わせた人々」が、ポリス市民としての公的な立場からそれに参加したことも見逃すことはできない。

(10) まとめとして、古代ギリシア社会にあっては、近代世界のような警察組織や司法組織が不在であったかわりに、ポリス国家の

下部にある中間諸団体における人的結合関係が、未然に紛争を防止したり、あるいは紛争が起こった場合にその解決にむけて一定の回路を提供しており、それがポリス社会の安定化につながっていったという仮説を導くことができた。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計9件)

- ① Yuzuru Hashiba, *Brill's New Jacoby* (editor-in-chief: I. Worthington, Brill, Leiden), 査読有、entry Nos. 245 (Ktesikles), 246 (Andron), 346 (Theodorus Panages), forthcoming
- ② 橋場 弦, 「議長になったソクラテス」、『公研』、査読無、570号、2011、20-21
- ③ 橋場 弦, 「アテナイ民主政の警察機能と市民」、吉田伸之・伊藤毅編『伝統都市2 権力とヘゲモニー』東京大学出版会、査読無、2010、101-124
- ④ 橋場 弦, 「二つのアンビヴァレンス-贈与と異民族をめぐる意識変容」、桜井万里子・師尾晶子編『古代地中海世界のダイナミズム-空間・ネットワーク・文化の交錯』山川出版社、査読無、2010、228-251
- ⑤ 橋場 弦, 「古代の疫病」、『公研』、査読無、564号、2010、20-21
- ⑥ 橋場 弦, 「オリンピック 古代と現代」、『公研』、査読無、559号、2010、18-19
- ⑦ 橋場 弦, 「ギリシアの「衰退」とは何か: 緒言・論点開示」、『西洋史学』、査読有、234巻、2009、49-50
- ⑧ 橋場 弦, 「陶片追放」、『公研』、査読無、555号、2009、18-19
- ⑨ 橋場 弦, 「古代ギリシアの裁判員」、『公研』、査読無、549号、2009、18-19

[学会発表] (計2件)

- ① 橋場 弦, 「古代ギリシアの城壁と疫病: 防ごうとしたもの・防げなかったもの」、第112回平成22年春季東京大学公開講座、2010年4月10日、東京大学
- ② 橋場 弦, 「ギリシアの「衰退」とは何か: 論点開示」、日本西洋史学会第58回大会古代史シンポジウム、2008年5月11日、島根大学

[図書] (計1件)

- ① 橋場 弦, 山川出版社、『賄賂とアテナイ民主政: 美德から犯罪へ』、2008、189頁

6. 研究組織

(1) 研究代表者

橋場 弦 (HASHIBA YUZURU)

東京大学・大学院人文社会系研究科・教授
研究者番号：10212135

(2) 研究分担者
()

研究者番号：

(3) 連携研究者
()

研究者番号：